

緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人母について、原発事故当時の居住期間が８０年以上にわたっていたこと、亡父（申立人母の夫）の営んでいた農林業を手伝っていたほか、地域の婦人会の会長を務めるなど、地域社会との強い関わり合いがあったこと等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額５０万円）の増額分として３０万円の賠償が認められ、申立人母と同居していた申立人妻について、原発事故当時の居住期間が４０年程度にわたっていたこと、申立人夫の営んでいた農林業を手伝っていたほか、PTAや地域の婦人会等の活動を通じて地域住民と交流していたなど、地域社会と相当程度の関わり合いがあったこと等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額５０万円）の増額分として１０万円の賠償が認められるなどした事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）において、申立人X１、申立人X２及び申立人X３と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第１ 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

記

- （１）日常生活阻害慰謝料（第五次追補指針Ⅰ）⑧（別離）による増額分（申立人X１）

期間：自 平成２３年３月１５日 至 平成２３年６月１７日

金４万円

- （２）日常生活阻害慰謝料（第五次追補指針Ⅰ）⑧（別離）による増額分（申立人X２）

期間：自 平成２３年３月１５日 至 平成２３年６月１７日

金４万円

- （３）日常生活阻害慰謝料（第五次追補指針Ⅰ）⑧（別離）による増額分（申立人X３）

期間：自 平成２３年３月１５日 至 平成２３年６月１７日

金４万円

- （４）生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補第２の２）

増額分（申立人X１）

金１０万円

- （５）生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補第２の２）増額分（申立人X３）

金 3 0 万円

(6) 申立外亡 A にかかる法要や供養等が心置きなくできなかったことに対する精神的損害 (一時金) (申立人 X 3)

金 5 万円

(7) ペット喪失慰謝料

金 1 0 万円

第 2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項記載の損害項目 (同項記載の期間に限る。) に対する和解金として、金 6 7 万円の支払義務があることを認める。

第 3 支払方法

(省略)

第 4 清算

申立人らと被申立人は、第 1 項記載の損害項目 (同項記載の期間に限る。) について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第 5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を 2 通作成し、申立人ら及び被申立人が署名 (記名) 押印の上、申立人らが 1 通、被申立人が 1 通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し 1 通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和 6 年 1 0 月 2 9 日

(仲介委員 竹之内 俊)